

議会運営委員会・常任委員会委員選出一覧表

委員会名	定数	選出方法
議会運営委員会	9	【議会運営委員会委員の選出に関する申し合わせ】 3人以上の会派から3人につき1人を推薦するものとする。ただしこれによって推薦された人数が定数に満たない場合は委員を推薦した会派で人数に端数を生じた会派、及び2人以下の会派並びに無所属議員間を正副議長が調整のうえ、選出基準に基づき推薦する。 (議長、副議長、監査委員を除く)

委員会名	定数	所管事項
総務委員会	7	ア 会計管理者の職務権限に関する事項 イ 行政経営部に関する事項 ウ 総務部に関する事項 エ 選挙管理委員会に関する事項 オ 監査委員に関する事項 カ 固定資産評価審査委員会に関する事項 キ 公平委員会に関する事項 ク 他の委員会に属しない事項
福祉文教委員会	7	ア 福祉部に関する事項 イ 教育委員会に関する事項
協働環境委員会	7	ア 市民協働部に関する事項 イ 市民環境部に関する事項
経済建設委員会	7	ア 経済部に関する事項 イ 都市建設部に関する事項 ウ 企業局に関する事項 エ 農業委員会に関する事項

※ 常任委員会に関する申し合わせ(抜粋)

- ・ 議長は総務委員会に所属する。
- ・ 副議長と監査委員は、総務委員会以外の常任委員会に所属する。
- ・ 委員選任の際に、同一会派の議員は同じ常任委員会に所属しない(偏った割り振りにならない)ように、均一に割り振る。
- ・ 法あるいは条例に基づき、除斥の対象(2親等以内)となる職業に係る常任委員会には所属しない。

※ 定例会中における委員会同時開催時の組み合わせ

- ① 経済建設委員会・福祉文教委員会
- ② 総務委員会・協働環境委員会